

大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について

1. 経営管理・経営戦略

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 企業局担当課 |
|--|---|--------------|
| <p>(3)「第Ⅲ期大津市(ガス事業)中期経営計画」の進捗状況について</p> <p>②主要施策の評価</p> <p>【結果】報告書 84 頁</p> <p>計画した主要施策について、毎年項目ごとにその成果及び進捗状況を事後評価して公表することとしており、PDCA サイクルの活用が謳われている。</p> <p>達成度合いが低い項目について PDCA サイクルの活用状況を検証したところ、目標等について適時に見直しが行われるべきものがあった。</p> <p>PDCA サイクルの適切な運用に向けて、中期経営計画期間内であっても、適時の見直しが行われる必要がある。</p> | <p>水道事業の進捗管理のほか、ガス事業の進捗管理についても、PDCA サイクルの適切な運用を図るべく、目標等について見直しを行い、平成 29 年度の進捗管理から水道事業と同じ公表様式にて取り組みました。</p> | <p>経営戦略室</p> |
| <p>(4)原価計算について</p> <p>①「勘定外ガス」の原因分析</p> <p>【結果】報告書 92 頁</p> <p>過去の実績を見ると、ガスの購入量と販売量の差（以下、「勘定外ガス」という。）による利益が各年度 3 億円から 5 億円程度含まれているが、勘定外ガスが生じる確かな原因は判明していない。</p> <p>勘定外ガスの発生状況次第では、長期収支見通しで想定する純利益を計上できない可能性がある。また、平成 28 年 11 月に、ガス事業はコンセッション方式による官民連携出資会社の設立を目指すことを公表しているが、当該リスク評価が十分に検討できていないと、運営権者選定時のガス事業の価値が低く算定され、結果として市民の利益を損なう可能性もある。</p> <p>このため、企業局は早急に勘定外ガスに対するリスク評価を行い、長期事業運営上、どのように対処するのか検討を始める必要がある。</p> | <p>大津市ガス特定運営事業等の実施に当たり、リスク評価なども含め適切に事業価値が算定できるよう、「水道・下水道・ガス事業年報」を開示し、平成 20 年度からの年間販売量と年間購入量の差（勘定外ガス）等が確認できるようにしました。</p> | <p>経営戦略室</p> |

2. 契約事務

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 企業局担当課 |
|---|--|--------------|
| <p>(2) 当初契約とその後の契約との関連について</p> <p>【意見】 116 頁</p> <p>平成 27 年度における 1 者特命随意契約 40 件のうち、その委託業務における随意契約理由として相手方が開発・製造業者であることを挙げているものが 19 件、その中でも委託業務の内容が運用・管理・保守業務であるものが 12 件あった。</p> <p>施設・システムなど当初の導入後に運用・管理・保守などの業務が必要となってくる案件については、導入時こそ入札により公平かつ安価に調達できるかもしれないが、導入後運用・管理・保守業務を委託する必要があるのであれば、ランニングコストについては 1 者特命随意契約とならざるを得ないことになる。</p> <p>発注後に運用・管理・保守業務を委託する必要があるような案件であれば、当初の入札時にその後数年間のランニングコストも含めたトータルコストでの入札となるような契約を検討すべきである。</p> | <p>施設の改築等については、以前から大規模な施設更新改良工事発注の際に「総合評価一般競争入札方式」を採用し、トータルコストの縮減を図っています。</p> <p>また、システム関係における規模の大きな業務については、プロポーザル方式により発注を行うことにより、ランニングコストを含めたトータルコストの比較を評価項目の一つとして事業者の選定を行っています。</p> | <p>契約管財課</p> |
| <p>(3) 随意契約理由の不足について</p> <p>【意見】 117 頁</p> <p>平成 27 年度の委託業務の中で、庁舎内の敷設された LAN ケーブルが乱雑になっているため、整理された状態に再敷設した上で、市の情報系ネットワークに再接続するという業務を随意契約としているものがあった。</p> <p>契約業者が市の情報通信ネットワーク構築に当初から参画しており、通信機器の設置状況や LAN ケーブルの敷設状況を詳細に把握している唯一の業者であるとして随意契約としたとのことだが、LAN ケーブルの再敷設業務が他の業者が介入できない程、高度に専門的なものとは考え難い。</p> <p>保守的に随意契約を締結することなく、適正な競争を確保できるように努</p> | <p>当該業務については、ネットワークの再敷設のみでなく、ネットワーク環境調査や構成設計、ネットワーク機器の設定等も含まれていました。また、ネットワーク再敷設後、市の情報系ネットワークに接続することから、接続時に不具合が発生した場合、庁内ネットワーク全域が不通になるなど、甚大な影響を与える可能性があることから、市の情報通信ネットワーク構築に当初から参画しており、通信機器の設置状況や LAN ケーブルの敷設状況を詳細に把握している業者であるとして随意契約したところであります。</p> <p>しかしながら、ネットワーク再敷設業務については、御指摘のと</p> | <p>企業総務課</p> |

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 企業局担当課 |
|---|--|--------|
| めるべきである。 | おり高度に専門的ではないことから、今後、当該業務を実施する際は、随意契約を締結することなく、適正な競争を確保できるように努めます。 | |
| <p>(5)一般競争入札の応札者増加に向けた具体的取組みについて</p> <p>【意見】122頁</p> <p>平成27年度の工事契約及び工事以外の委託契約に関する一般競争入札において、各契約総額に占める1者入札の割合が、工事契約では86%、工事以外の委託契約では49%となっていた。</p> <p>また、一般競争入札における1者応札案件の平均落札率は、工事契約では94%、工事以外の委託契約では96%となっていた。</p> <p>対象業者数の見込める業務については応札数を増やすために発注の範囲を細分化し、業務内容を分割するなど応札数を増やす取り組みを積極的に行い、1者応札が多いこの現状をそのまま放置せず、具体策を講ずるべきである。</p> | <p>工事における一般競争入札では、工期を十分に確保することに併せて、それぞれの工事時期が重複しないよう「債務負担行為」を活用して、入札に参加しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>また、工事以外の委託業務における一般競争入札では、業務内容や入札参加要件の見直しを図るなど、応札業者数を増やすための方策を講じています。</p> | 契約管財課 |

3. 徴収事務

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の内容 | 企業局担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>(5) 認定に係る手続について</p> <p>【意見】 142 頁</p> <p>使用者が水道水以外の水を使用した場合は、汚水排出量の認定により、使用者からの報告に基づき企業局が下水道使用料を請求することとなっているものの、平成 25 年には、工場内に新たに設置した井戸に係る排水量を企業局に報告していなかったといった事例が発覚しているところである。</p> <p>汚水排出量の認定を行っている使用者については、仮に使用者が虚偽の報告を行った場合や新たな排出量の報告がなされていない場合には、請求漏れといった事態になってしまう。</p> <p>請求漏れなどの事態を防ぐためにも、例えば使用者からの使用量報告の際に計測装置の数値の写真を添付してもらうことや、定期的な現地調査の規程を策定し運用するといった対応をすることが必要である。</p> | <p>大津市汚水排出量の認定に伴う私設計測装置設置に関する確認要領に基づき、平成 30 年度には汚水排出量の加算、減量等の認定を行っている施設について現地調査を実施しました。</p> <p>今後も定期的に現地を訪問し、計測装置の設置状況等を確認していきます。</p> | <p>料金収納課</p> |

5. 固定資産管理

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の概要 | 企業局担当課 |
|---|--|--------------|
| <p>(1) 固定資産台帳と現物の整合性確認の不備について</p> <p>【結果】 175 頁</p> <p>1年に1回行われる固定資産の現物確認作業は、企業会計システムから出力した固定資産台帳と現物を突合することで行われるが、固定資産に貼付されたシールは契約管財課が発行した物品コード（15桁）であり、固定資産台帳上の固定資産番号（11桁）とは異なることから、シールの番号によることができず、固定資産の名称や取得時期などで固定資産を判別し、現物の確認を行っている。</p> <p>固定資産の管理状況について確認したところ、担当課の技術系職員の説明がないと固定資産の現物確認を行うことができないものがあることや、確認記録簿の様式や記載が統一されていない状況があった。</p> <p>固定資産台帳の固定資産番号と固定資産に貼付するシールの番号の整合を図った上で、シールの貼付を徹底するとともに、確認記録簿の様式を統一して、固定資産台帳と現物の整合性確認手続の実効性を高める必要がある。</p> | <p>固定資産に貼付するシールの発行や写真データを搭載できる機能を備えたシステムを導入した結果、固定資産台帳と現物との整合について適切な管理が可能となりました。あわせて、固定資産の実査に資する管理データとなるよう運用マニュアルを整備しています。</p> | <p>経営経理課</p> |
| <p>(2) 固定資産台帳データの共有について</p> <p>【意見】 177 頁</p> <p>現在企業局では購入により取得した固定資産を管理する番号として、契約管財課が所管する15桁の物品コードと経営経理課が所管する11桁の固定資産番号の2種類があり、現物の確認作業において、それぞれの番号が活かされていない状況であり、取得、売却等における各台帳の更新手続も二度手間となっている。</p> <p>事務の効率性や作業ミス防止の観点から、固定資産台帳データの共有あるいは管理システムの一元化を早急に検討すべきである。</p> | <p>新企業会計システムの稼動（平成31年稼動予定）にあわせ、備品、固定資産の住み分けを明確にしました。</p> <p>また、固定資産台帳に登録しているが備品に該当するものについては、備品台帳からも出力できるよう対応しています。</p> | <p>経営経理課</p> |

6. 情報システム

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の概要 | 企業局担当課 |
|--|--|--------------|
| <p>(1) 情報資産の台帳管理の不備について</p> <p>【結果】 185 頁</p> <p>「大津市企業局情報セキュリティ対策基準」（以下、「対策基準」という）において、企業局における情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、4つの重要性分類に従って分類することとされている。</p> <p>更に、対策基準においては、分類区分に応じた具体的な管理方法が定められている。</p> <p>その前提として、企業局において、どのような情報資産が存在するのかを網羅的に把握することが必要であるが、USB メモリーに関する台帳が作成されているのみであり、情報資産を網羅的に把握した台帳等は作成されていない。</p> <p>重要性分類、及び分類に応じた適切な管理を行うため、情報資産の台帳を作成するなど網羅的に情報資産を把握する必要がある。</p> | <p>企業局が独自に保有する情報資産を適正に管理するため、平成 29 年度においては、電磁的記録媒体に係る情報資産管理台帳を整備しました。</p> <p>また、平成 30 年度においても、水道・ガス・下水道料金システムから出力される情報資産の分類と管理方法を取りまとめました。</p> <p>このほか、企業局セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ監査を実施しました。</p> | <p>企業総務課</p> |
| <p>(2) 情報セキュリティに関する監査及び自主点検の未実施について</p> <p>【結果】 185 頁</p> <p>対策基準において、監査及び自主点検を実施すべきとなっているが、対策基準を制定して以降、一度も実施されていない。</p> <p>そのため、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認が適時に実施されず、情報セキュリティ対策が徹底されない状態や、情報セキュリティ対策が業務運用にそぐわない状態が継続する可能性がある。</p> <p>情報セキュリティに関する監査及び自主点検について、実施時期を定めた上で、計画的に実施する必要がある。</p> | <p>情報セキュリティに関する監査については、各課が保有する電磁的記録媒体を対象に管理台帳及び目録の運用管理状況、媒体の保管方法並びに利用状況を監査しました。</p> <p>また自主点検については、職員等の情報セキュリティに関する意識向上や知識習得に有効なことから、適宜、実施していきます。</p> | <p>企業総務課</p> |

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の概要 | 企業局担当課 |
|---|---|--------------|
| <p>(5) 情報システムの調達について</p> <p>① 情報システムの調達に関する規程の整備</p> <p>【意見】 187 頁</p> <p>情報システムの調達に関して、「電算化・OA 機器導入に伴う事務フロー図」（以下「フロー図」という）が作成されている。フロー図では、事務の流れについては明確になっているものの、標準的に具備すべきシステム要件や、保管すべき文書等、具体的な手順までは記載されていない。</p> <p>手続が属人的になることを避け、標準的に具備すべきシステム要件等が仕様に確実に盛り込まれることを担保するため、情報システムの調達に関する規程を作成すべきである。</p> | <p>情報システムの調達に関する規程については、平成 31 年 3 月に「企業局情報システム調達ガイドライン」を策定しました。</p> | <p>企業総務課</p> |
| <p>(5) 情報システムの調達について</p> <p>② 情報システムの調達における効果測定</p> <p>【意見】 188 頁</p> <p>情報システムの調達においては多額のコストがかかることが想定されることから、システム調達後、当初期待した調達コストに見合う効果が上がっているかどうかを検証すべきである。</p> <p>その結果、期待した効果が上がっていない場合には、その原因を分析し、次期システムの調達に役立てることが有用である。</p> <p>なお、検証方法については、利用者に対してアンケートを取るなどの方法が考えられる。</p> | <p>平成 30 年 8 月に水道・ガス・下水道料金システム利用者（職員・駐在社員等）に対し、情報システムの調達における効果測定を実施しました。効果測定を実施したところ、想定以上の効果が上がっていました。</p> <p>今後も情報システムの調達における効果測定を実施し、次期システム導入のコスト削減に努めます。</p> | <p>企業総務課</p> |
| <p>(7) 情報システム関連費用の市との一括調達について</p> <p>【意見】 189 頁</p> <p>一般的に、調達に係る契約を締結する場合、調達数量が多くなるほどスケールメリットが生じるため調達価格が低減すると考えられる。</p> <p>しかし、OA 機器（一人一台端末、プリンタ、サーバや通信機器等）につ</p> | <p>市長部局との協議の結果、コピー機について、平成 29 年 8 月に一括調達しました。その他の OA 機器の一括調達についても、今後、市長部局と協議を進めます。また、電算室等の共同利用による経費削減については、その効果を測定し、市長部局と協議を進めていきます。</p> | <p>企業総務課</p> |

| 監査結果又は意見の概要 | 講じた措置の概要 | 企業局担当課 |
|--|----------|--------|
| <p>いては、市長部局との一括調達の実施されていなかった。</p> <p>一括調達を実施することにより経費削減が見込める可能性があるため、経費削減効果を試算し、OA 機器の一括調達について市長部局と協議を進めるべきである。また、サーバールームについても、市長部局と統合することで、空調に係る経費（電気代・保守）並びに入退室管理システムに係る経費（保守）の削減効果が見込めることから、市長部局と協議を進めるべきである。</p> | | |